様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　　6月　　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）りこーじゃぱんかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　リコージャパン株式会社  （ふりがな） かさい　とおる  （法人の場合）代表者の氏名　　笠井 徹  住所　〒143-8555　東京都大田区中馬込１丁目３番６号  法人番号　1010001110829  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. サステナビリティレポート2024 2. リコージャパンのDX | | 公表日 | 1. 2024年7月10日 2. 2021年7月 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社ホームページに記載   公開場所　<https://jp.ricoh.com/-/media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/companies/ricoh-japan/sustainability/report/pdf/sustainability_report2024_all_a4.pdf?rev=b23f3f0b926e47188990b39137d91b69>   1. 当社ホームページに掲載   <https://www.ricoh.co.jp/sales/about/dx> | | 記載内容抜粋 | 1. サステナビリティレポート   P5 TOP MESSAGE  デジタル技術を活用した新しい価値の創造により、お客様の事業成長と地域・社会の発展に貢献するサービスインテグレーターを目指します   1. リコージャパンのDX   人にやさしいデジタルを、全国の仕事場に  DXの二つの柱  お客様のDX支援  　デジタルサービスによるお客様のTransform支援  社内DX  　デジタルサービスプロバイダーへのTransform | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 権限規定に則り、代表取締役社長及び、取締役専務執行役員経営企画本部長の承認により開示。業務執行の意思決定機関である経営会議にて発行報告を行っている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. サステナビリティレポート2024 2. リコーグループ社内実践 3. リコージャパンのDX | | 公表日 | 1. 2024年7月10日 2. 2024年7月10日 3. 2021年7月 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社ホームページに掲載   公開場所　<https://jp.ricoh.com/-/media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/companies/ricoh-japan/sustainability/report/pdf/sustainability_report2024_all_a4.pdf?rev=b23f3f0b926e47188990b39137d91b69>   1. 当社ホームページに掲載   公開場所　<https://www.ricoh.co.jp/about/business-unit/internal-implementation/case/detail05/>   1. 当社ホームページに掲載   <https://www.ricoh.co.jp/sales/about/dx> | | 記載内容抜粋 | 1. サステナビリティレポート2024   P8　リコージャパンの戦略  2023年度からスタートした第21次中期経営戦略（21次中経）で目指す姿は「デジタル技術を活用した新しい価値の創造により、お客様と共に成長し、地域・社会に貢献するサービスインテグレーター」です。お客様を理解し、潜在的な課題まで深掘りすることでお客様の価値創造につなげていきます。  2024年度の主要戦略  １．業種業務課題を解決するデジタルサービス事業の拡大  ２．地域・社会課題解決に向けた価値提供領域の拡大  ３．高効率な市場カバレッジ体制の再構築  ４．課題創造型体質への変革に向けたデジタル人財への投資拡大  ５．社内DXの加速と経営品質の向上  P13　リコージャパンのデジタルサービス  お客様価値の高いデジタルサービスの提供に向け、ハードウェア、アプリケーション、サポート&サービスを組み合わせた業種・業務ごとの課題解決に貢献するソリューションモデルを拡充し、お客様への価値提供領域を拡大していきます。  お客様と共にデジタルで社会課題を解決する「スクラムシリーズ」  スクラムシリーズは、デジタル技術の活用によりお客様 の業務効率化と生産性向上を実現することで、イノベー ション創発に貢献します。また、社内実践で得たノウハウも踏まえて、今後は社会全体のDX実現とお客様と共にデジタルによる社会課題を解決することを加速させ、さらに提供価値を拡大していきます。  P15 AI（人工知能）を活用したソリューションの展開  人の価値観やビジネス環境が目まぐるしく変化する現代 において、組織が進化し競争力を高めていくために、AIに よるイノベーションが欠かせないものとなっています。  リコーでは、自社固有の情報を理解したAIが良き相談相手として一緒に働いてくれる サービスを開発し2024年度中の提供を予定しています。  AIと人との垣根を取り除いていくことで、本格的なAI技術による革新を進めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 権限規定に則り、代表取締役社長及び、取締役専務執行役員経営企画本部長の承認により開示。業務執行の意思決定機関である経営会議にて発行報告を行っている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. サステナビリティレポート2024   P40 コーポレートガバナンス体制  P8 リコージャパンの主要戦略  P33～P34 人材開発   1. リコーグループ社内実践   DX委員会の設立 | | 記載内容抜粋 | ①サステナビリティレポート2024  P40 コーポレートガバナンス体制  社長直轄の諮問機関としてのDX委員会の設置  P8 リコージャパンの主要戦略  ４．課題創造型体質への変革に向けたデジタル人財への投資拡大  課題創造型体質への変革に向けて、デジタル人財への投資を拡大させていきます。職種別に重点領域を設けてデジタルスキルの底上げを図り、自律学習プラットフォームの構築と展開によって学びの機会拡充とスキルのアップデートを行います。  プロフェッショナル人財の活躍に応える人事・処遇制度も継続的に改善し、知識・技能・成果に応じた処遇を行うことによる人財の活性化を図っていきます。  P33 人材開発  複雑で高度な課題に対応する人財を育成するため、社員が自身の成長に向かって、意欲を持って自発的に学んでいく「自律的な成長」を重視した人財開発を進めています。  ✓人材育成の主要戦略　　　✓全社表彰制度  ✓プロフェッショナル認定制度  ✓課題創造型人材の育成  ✓キャリア形成・開発支援  P34  ✓リコージャパンデジタルアカデミー  ✓社内留学制度  ✓エンゲージメントサーベイ  ②リコーグループ社内実践事例  DX委員会の設立  2021年7月、社長直轄の組織としてDX委員会を設置しました。  専門的な見地から経営戦略との整合性や投資対効果の有効性を確認し、社内DXのスピードアップと適格性を向上させるとともに、お客様に対するDXの価値提供を協議し、真のデジタルサービスの会社への転換を進めることを目的としています。  DX委員会の主な機能  ✓DXに関する全社活動方針の決定  ✓社内DXの推進（IT／DX戦略立案、実行計画策定、投資提案）  ✓お客様へのDX提供価値の創出（社内DX実践事例の展開）  ✓上記実現のための環境整備（デジタル人材戦略立案、リソース最適化、体制整備と事業間連携強化） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. リコージャパンのDX | | 記載内容抜粋 | ◇社内DXの取り組み  　1.基幹システムの再構築  　　・顧客フロントシステム  ・バックオフィス基幹システム  　2.働き方、コミュニケーションインフラの整備  　　・全社のグループウェアを Microsoft 365 Business に刷新  　　・全社の働き方改革に取組みリモートワークへの切替を推進  　3.人財育成の取り組み  　　・プロフェッショナル認定制度によりCS（お客様満足）とEX（従業員満足）の両立を目指す。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第21次中期経営計画 | | 公表日 | 2023年　3月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページに掲載  公開場所　<https://jp.ricoh.com/-/Media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/IR/events/2022/pdf/r04_keiei.pdf>  P20地域戦略の強化＜日本＞ P20 | | 記載内容抜粋 | ◇地域戦略の強化 ＜日本＞  収益性の高いオフィスサービスを中心に、重点領域で顧客開拓と深耕を継続する。  　・売上高  　　オフィスサービス(OS)事業  　　FY22→FY25目標　＋680億円  　・営業利益  　　オフィスサービス(OS)事業  　　FY22→FY25目標　＋120億円  ◇業種業務課題を解決するデジタルサービス強化による収益力アップ  　・最重点5業種(製造、流通、建設、ヘルスケア、自治体)での　顧客深耕 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月10日 | | 発信方法 | サステナビリティレポート2024  公開場所　<https://jp.ricoh.com/-/media/Ricoh/Sites/jp_ricoh/companies/ricoh-japan/sustainability/report/pdf/sustainability_report2024_all_a4.pdf?rev=b23f3f0b926e47188990b39137d91b69>  P5 TOP MESSAGE | | 発信内容 | サステナビリティレポート2024 TOP MESSAGE にて、当社代表取締役社長がDXについて情報発信  デジタル技術を活用した新しい価値の創造により、お客様の事業成長と地域・社会の発展に貢献するサービスインテグレーターを目指します |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月頃　～　2025年5月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットを添付いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 1. 2004年12月頃　～現在 | | 実施内容 | 1. リコーグループの情報セキュリティ   <https://jp.ricoh.com/security/management>  ◇国内外の認証取得状況  　・国内6社、海外56社、計62社が認証を取得しています。(2024年5月現在)  　・リコーの国内グループ会社は2004年12月にISMS認証を取得。  ・2006年には海外のグループ会社も認証に加わり、グループとしての情報セキュリティ推進体制の確立、定着化をはかる。  ・お客様や外部機関からISMS認証取得の要請を受けた会社・組織で、認証を取得していく方針を掲げている  ・2023年度、ISMS認証の更新審査を受審し、認証を継続。  ※情報処理安全確保支援士在籍人数：63名（2025年 4月11日時点） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。